

**平成29年3月31日より、
『久留米市立地適正化計画』に基づく事前届出制度が始まります**

- 久留米市は、平成29年3月31日に、都市再生特別措置法に基づく『久留米市立地適正計画』を公表いたします
- この計画は、将来の人口減少、超高齢社会の到来を踏まえ、都市機能・居住誘導区域を設定し、医療・商業・金融施設などの日常生活サービス機能を楽しむ拠点形成することで、コンパクトな都市づくりを進めるものです
- 『久留米市立地適正化計画』の公表に伴い、誘導区域外で行う①住宅の建築等（一定規模以上）、②誘導施設（計画に位置付けられた施設）の建築等については、都市再生特別措置法に基づく届出が必要となります

1 届出が必要な行為（都市計画区域【田主丸・城島地域以外】）

	①住宅の建築等		②誘導施設の建築等	
	開発	建築	開発	建築
対象行為	3戸以上の住宅の建築目的の開発行為	3戸以上の住宅を新築しようとする場合	誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合	誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
	1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1000㎡以上	建築物を改築し、又は、建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合		建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

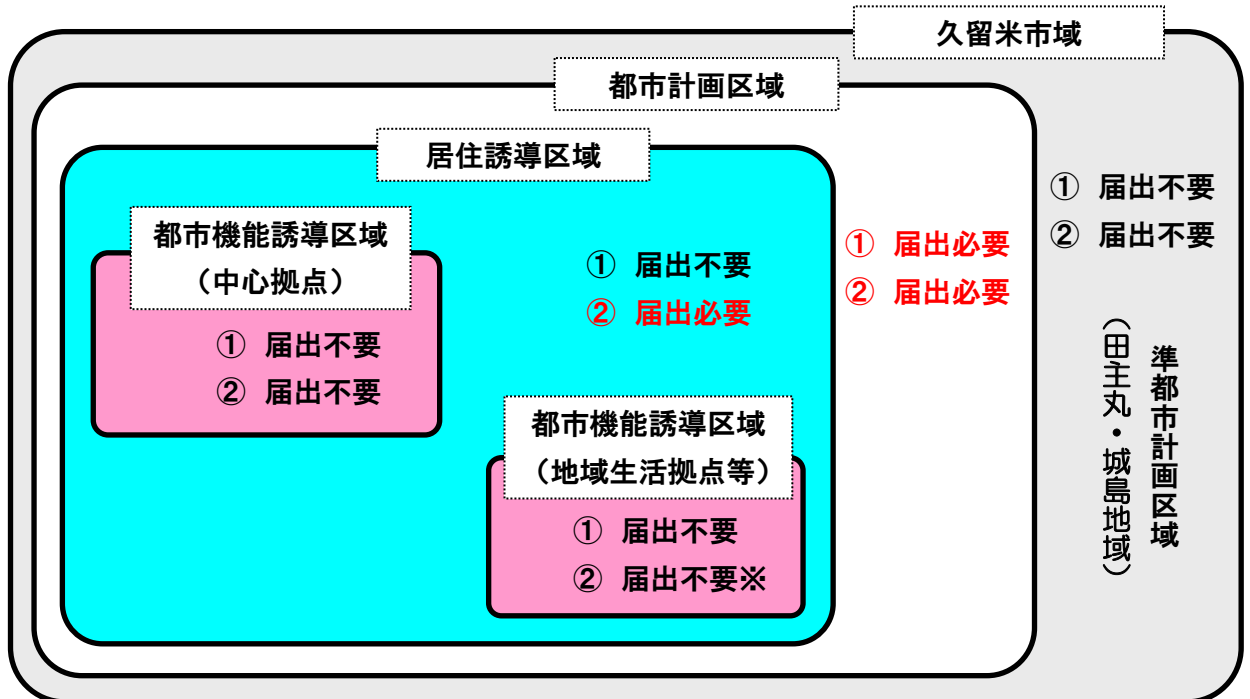
① 住宅の建築等



② 誘導施設の建築等（計画に位置付けられた医療・商業・金融施設）

2 届出が必要な区域のイメージ

届出が必要な区域のイメージは、下記図のようになります。なお、準都市計画区域の田主丸・城島地域については、届出の対象区域ではありません。



① 住宅の建築等 ② 誘導施設の建築等

※都市機能誘導区域であっても地域生活拠点等の場合は、誘導施設の建築等において届出が必要となることがあります。

3 届出手続き

届出書類 (1部)	<ul style="list-style-type: none"> ● 届出書 (様式があります) ● 図面 ● 位置図
届出期限	行為に着手する30日前まで
届出先	都市計画課 (市役所12F)

※届出に係る詳細な手続き (対象施設・区域・様式など) については、**『久留米市立地適正化計画<誘導区域に係る届出ガイドライン>』** (都市計画課窓口に設置・市のホームページに掲載) をご覧ください

【問合せ先】

久留米市都市建設部都市計画課 〒830-8520 久留米市城南町 15-3
TEL 0942-30-9083 FAX 0942-30-9714